

令和5年8月
国土交通省自動車局

道路運送法施行規則等の一部を改正する省令案
に関するパブリックコメントの募集結果について

国土交通省では、令和5年4月14日から令和5年5月14日まで、道路運送法施行規則等の一部を改正する省令案についてパブリックコメントを実施し、広く国民の皆様からのご意見を募集いたしました。

その結果、本件に関して、24件のご意見が寄せられました。

お寄せいただいたご意見とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりとりまとめましたので公表します。

皆様方のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1 実施方法

- | | |
|------------|---|
| (1) 募集期間 | 令和5年4月14日（金）～令和5年5月14日（日） |
| (2) 周知方法 | 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載 |
| (3) 意見提出方法 | 電子メール、インターネット（電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム）、FAX及び郵送 |

2 意見数

提出意見数 24件

3 問い合わせ先

国土交通省自動車局旅客課

電話番号 代表：03-5253-8111（内線41255）

直通：03-5253-8568

ご意見の概要及び国土交通省の考え方

ご意見の概要	国土交通省の考え方
<p>事業者として、「これまで通り事業用自動車内における乗務員等の氏名の掲示を続ける」との方針が打ち出された場合、乗務員等はこれに従わなければならないのか。</p> <p>それとも、「乗務員等のプライバシーを守り安心して働くための環境を整備」との今般の改正の趣旨に乗っ取り、掲示する方針を強制することはできないという理解で良いか。</p> <p>なお、事業者が掲示を続ける方針を取った場合、乗務員等は拒否できるという制度としていただきたい。</p> <p>法令で特別に認められている場合を除き、乗務員等の氏名を聞かれても、回答を拒否できるという理解で良いか。</p> <p>一部のサービス業において、仮名やニックネームの名札を付けて接客している店舗があるが、これと同様に事業用自動車内に仮名等での掲示を行うことは可能か。</p> <p>なお、仮名等であってもその名前を掲示しておくことで、旅客とのトラブルが起きた場合、運転手の識別が可能となるため、仮名等を含めたなんらかの名称を表示することは意義のあることであると考えます。</p> <p>旅客に対する適切な情報提供を行う観点から、氏名の掲示に代えて、運転者ごとに固有の番号（運転者証の登録番号や乗務員台帳の作成番号等、著しく長くない桁数）を割り当てさせ、その番号を掲示することを義務化してはいかがか。</p> <p>トラブル等があった場合、番号で運転手の識別が可能となる。</p> <p>（本改正記事のヤフーコメントでも同様の意見があったため記載）</p>	<p>本改正案は、表示が義務付けられている事項から、氏名等を削除するという措置を講じるもので、事業者が氏名等の掲示を続けることを妨げるものではありませんが、各事業者においては、運転者等が安心して働ける環境の整備の推進に取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>なお、引き続き旅客へ適切な情報提供を行うという観点から、バスや自家所有有償旅客運送においては自動車登録番号を、タクシーにおいてはそれに加えて運転者番号や許可番号を表示することにより、運転者の特定が可能となる措置を講じております。</p> <p>タクシーにおける乗務員証等については、写真は見えない面に掲載されることとなりますが、街頭監査の際には写真や免許の有効期限が掲載されている面も確認することとなります。</p> <p>健康増進法（平成14年法律第103号）第29条第1項第4号の規定により、令和2年4月1日から旅客運送事業用自動車内が原則禁煙となっており、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業においても、既に車内は喫煙禁止場所となっております。今般の改正においては、今後インバウンド需要が回復していくことが見込まれる中で、旅客に適切な情報を提供するという観点から、一般乗合旅客自動車運送事業に限らず、他のモードにおいても、事業用自動車内は禁煙であることが明確に示されていることが望ましいという考えのもと、新たに禁煙表示を義務付けることとしておりますが、事業者の負担を考慮し、現に運行の用に供している自動車については表示を義務付けないことといたしました。</p>

<p>運転者証の写真を旅客から見えなくした場合、運転者が真に運転者登録を受けているかどうかの識別を旅客はどのように行えばよいのか。</p> <p>「一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業についても、新車導入の場合に限り事業用自動車内への禁煙表示を義務付ける」とあるが、新車では喫煙が一切不可能となるという理解で良いか。</p> <p>その場合、一般貸切旅客自動車運送事業や特定旅客自動車運送事業では、事前の運送契約の交渉時に「旅客の一部が喫煙したい」との要望が出たとしても、今後の新車導入以降はすべて、喫煙者の運送は断る必要が出てくるという理解で良いか。</p> <p>特に特定旅客の場合、特定の法人の社用車に近い形態になっている場合もあると思われ、このような場合は喫煙可としてもよいのではないか。</p> <p>喫煙者の運送を断るとする場合、標準約款を改正したほうがよいのではないか。</p> <p>現行の標準運送約款で、喫煙者の運送を断ることは可能なのか。</p> <p>運送途中で旅客が喫煙したら、その時点で運送を中止することができるようになるという理解で良いか。</p> <p>「運転者証の写真が見える面を見せろ」と言われた場合、拒否できるという理解で良いか。</p>	
<p>(意見)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保安員証と運転者証の記載内容は同一であり、取扱いに違いがあることは整合性がなく不利益であると考えます。 2. 運転者証の記載内容は利用客から見えないとありますが、車内でトラブルに発展した場合、運転者証を抜き取られる犯罪行為が散見されます。 3. 禁煙表示を義務付けるとありますが、本件は廃止された項目です。 <p>以上3点です。</p> <p>(理由)</p>	<p>先般の道路運送法施行規則等の一部改正により新たに位置付けられることとなった特定自動運行保安員が事業用自動車等に乗務する場合は、運転操作を行わないため、旅客から特定自動運行保安員が判別できないという場合が生じることがあり得るところ、事故時等の対応を含めこれまで運転者が担ってきた業務に従事する者が誰なのか明らかにすることで、旅客の利益の確保を図る趣旨から、自家用有償旅客運送における運転者証に代わり、保安員証の作成・表示を義務付けることとしておりました。今般の車内表示の見直しにより、旅客に特定自動運行保安員である旨を示すという目的は制服等により判別できるようにすることで</p>

<p>1. タクシー運転者のみがカスタマーハラスメントの標的にとどまる可能性が極めて高く、また、職業の選択の自由を阻害する要因の一つとなり得ると考えます。</p> <p>2. タクシー車内は初めての旅客であり、トラブルの大多数は飲酒または泥酔客によるものであり、警察介入でも解決が難しいケースがあることから、記載が必須となればタクシー乗務員のSNS暴露による個人情報漏洩を含む危険性は依然と残させることになると言わざるを得ません。</p> <p>3. 健康増進法の改正により『表示に関する取扱いについて』の禁煙マークは削除されており、関東運輸局からも、現在貼付されているシール類を可能な限り速やかに剥がすように指示が出ていたこととの整合性が保たれない項目となります。</p> <p>以上3点となります。</p>	<p>十分達成できるものと判断し、保安員証の作成・表示は廃止することとしましたが、タクシーの乗務員証や事業者乗務証については、なりすましの防止等の観点から、引き続き表示していただく必要があると考えております。なお、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の乗務員の職務の執行を妨げた場合は、罰金が課されることとなっております。</p> <p>また、今般の改正は事業用自動車内における禁煙表示について見直し、改正するものとなります。今後インバウンド需要が回復していくことが見込まれる中で、旅客に適切な情報を提供するという観点からは、一般乗合旅客自動車運送事業に限らず、他のモードにおいても、事業用自動車内は禁煙であることが明確に示されていることが望ましいと考えております。</p>
<p>運転手のプライバシー以前に、運転手の責任が問われるべきであり、バス・タクシーにおいて運転手氏名を掲示しないこととする案には、次の理由により慎重であるべきと考えます。</p> <p>1 バス・タクシーは運転手が乗客の安全に責任を負っている。運転の荒い運転手とか、乗客が不安を感じる等しても、匿名では運転手の責任を問うて事業者等に苦情を申し立てることも難しくなる。</p> <p>2 運転手氏名掲示を廃止したら、匿名性をよいことに乗客に対し犯罪又は迷惑行為を働く者も出かねない。特にタクシーだと運転手と乗客が1対1又は1対少数の密室状態だし不安。</p>	<p>本改正においては、引き続き旅客へ適切な情報提供を行うという観点から、バスにおいては自動車登録番号を、タクシーにおいてはそれに加えて法人タクシーについては運転者番号、個人タクシーについては許可番号を表示することにより、引き続き運転者の特定が可能となる措置を講じております。</p>
<p>氏名の表示について、もはや時代遅れであり、乗務員の安全確保の面やプライバシー保護の観点からも速やかに廃止し、車内での掲示を法令等で「禁止」すべき。</p>	<p>本改正は、表示が義務付けられている事項から、氏名等を削除するという措置を講じるもので、事業者が氏名等の掲示を続けることを妨げるものではありませんが、各事業者においては、運転者等が安心して働ける環境の整備の推進に取り組んでいただきたいと思います。</p>
<p>1. 改正案についての賛否 今回の改正に「賛成」します。 近年は、インターネットやSNSの発達で氏名のみでも個人情報を容易に取得できたり、誰でも写真や動画をインターネットに投稿できるようになっ</p>	<p>本改正案にご賛同いただきありがとうございます。本改正は、表示が義務付けられている事項から、氏名等を削除するという措置を講じるもので、事業者が氏名等の掲示を続けることを妨げるものではありませんが、各事業者においては、運転者等</p>

<p>たことで、乗務員の氏名や容貌を勝手にインターネット上に投稿されたりして、乗務員のプライバシーが侵害される事案が増えていることから、名札の廃止は適当だと思います。</p> <p>また、乗客が乗務員に対して、「個人情報を流出させるぞ」などと脅し、不当な要求をしてくる、いわゆるカスタマーハラスメントを阻止するためにも、名札の廃止は必要だと思います。</p> <p>名札の存在が、乗務員の弱みにつけ込んだカスタマーハラスメントを助長させている側面もあると思います。</p> <p>そもそも国が乗務員に対して、不特定多数が行き来する公衆の面前にフルネームを掲示することを義務にしていること自体、乗務員への人権侵害だと思います。</p> <p>私は乗務員ではありませんが、私自身珍しい姓を名乗っており、姓からだけでも出身地や居住地、門地等がインターネットで容易に検索できてしまいます。今回の改正が他の産業にも広がることを強く望んでおります。</p> <p>2. 改正案に追加して欲しい文言 名札の廃止が推進されるよう、以下の文言を追加してはどうでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、乗務員が氏名等の掲出を拒んだ場合、これを拒否してはならない。 ・事業者は、氏名等の掲出を拒んだ乗務員に対して、不利益となる取り扱いをしてはならない。 ・事業者は、乗務員の個人情報が乗客に知られることがないように配慮しなければならない。 	<p>が安心して働ける環境の整備の推進に取り組んでいただきたいと思います。</p>
<p>大阪の女性個人タクシー運転手です 問題はそこでは無いと思います 乗務員証や事業者乗務証が無くても簡単に運転手の顔写真などは撮影されてしまいます そして〇〇タクシーの△△号車の可愛い運転手さん等とアップ出来ます また... お客様側からしても 本当にその人がタクシー運転手なのか</p>	<p>今般の改正は、昨今のSNS等の普及により、掲示された乗務員等の氏名等が写真に撮られ、インターネット上にさらされるといった事案が見られるようになり、制定当時には想定されていなかった運転者のプライバシーの侵害が問題となっていることを受け、車内における表示の在り方を見直すものです。タクシーにおいては、乗務員証や事業者乗務証のデザインを変更し、氏名や免許の有効期限を旅客から見えない面に記載することとしましたが、引き続き登録番号や許可番号は旅客に見える面に表示することとしており、運転者の特</p>

<p>その車を盗んだなりすましなのか 白タク行為なのか判別が難しくなります</p> <p>バスは運転出来る人は少ないですが タクシーは誰でも運転出来ます 法人のタクシーでしたら 制服で判断などとありますが 法人のタクシーにおいても 上着を着ない男性はたくさんいますし 個人タクシーに至っては もはやそれが本当に個人タクシーの運転手なのか 判別出来ないと思います</p> <p>法人のタクシー運転手や一般のドライバーが 個人タクシーの運転手の睡眠時間等を利用して その車両(個人タクシー)を代わりに運転して稼いで 個人タクシー運転手に稼ぎの一部を渡すなど やろうと思えばいくらでも 法律違反の危険行為が出来ます</p> <p>ですので撤去してもさほど意味の無い 乗務員証や事業者乗務証の廃止 それに伴う法令違反の助長は 女性運転手の立場からでも反対します</p> <p>せめて個人タクシーは残すとか タクシーは残すなど 対策は必要かと思えますね</p> <p>反対ばかり言っても仕方ないので 代替案としましては</p> <p>顔写真は簡単に撮られますし 顔写真こそが そのタクシーの運転手であると 証明しますので</p> <p>顔写真をお客様側に残し 名前は見えないところにした 乗務員証や事業者乗務証にする</p> <p>フルネームはさすがに危険なので</p>	<p>定が可能な装置を講じることで旅客の利便の確保 を図っております。</p>
--	---

<p>顔写真をお客様側に残し さらに苗字もお客様側に残し フルネームは見えないところにした 乗務員証や事業者乗務証にする</p> <p>こうすればお客様も運転手も 安心出来ると思いますし 犯罪や法令違反も 今のように抑止出来ますし 性別違和などで 名前から連想される性別と 顔写真の性別の違いからの アウトティングの防止など すべてに対応出来ると思いますが いかがでしょうか</p>	
<p>間接的にでも運転手を特定できる方法を残すべき。バスについては運転手名を隠すのは反対で、むしろもっとはっきり表示させる必要があるほどに考えている。</p> <p>乗客と運転手との間の揉め事が問題になっている。確かにカスタマーハラスメントと言える乗客側に非があることもある。しかし、そうでないことも少なくない。バス・タクシーなど、特にバスの場合は運転手に非があるトラブルが目立つ。路線バスは地域や会社によって乗車方法や運賃の支払い方が千差万別の上、同じ地域で複数が共存があり、また路線もわかりにくいと乗客が戸惑う要素が多いにも関わらず、乗り方に躊躇するだけで、ましてや間違えてしまったときに、怒鳴る、罵倒するなど礼を失する態度をとることが少なく、これがバス離れ、また鉄道からのバスへの転換反対など、著しく路線バスに悪い印象を植え付けている。</p> <p>また、地域によって、高齢者や障害者へ福祉的な無料・減額の制度を設けている場合があるが、このような制度を使っている高齢者や障害者のみ差別的な扱いをする運転手も、特に営利企業の民営バスに目立つ状態である。</p> <p>中には、一般客には強く出れない分、特に障害者をストレスのはけ口にしているような様子、きちんとバスを見せているのに見せ方にケチをつけたり、そのようなやりたい放題の運転手もいる有様</p>	<p>今般の改正は、昨今のSNS等の普及により、掲示された乗務員等の氏名等が写真に撮られ、インターネット上にさらされるといった事案が見られるようになり、制定当時には想定されていなかった運転者のプライバシーの侵害が問題となっていることを受け、車内における表示の在り方を見直すものです。バスにおいては、氏名の表示義務規定を削除しましたが、自動車登録番号を引き続き表示することとしており、運転者の特定が可能な装置を講じることで旅客の利便の確保を図っております。</p>

<p>である。</p> <p>国土交通省様には、全国の路線バスについて乗り方、運賃の支払い方を統一させるよう、特に民間バスに強く指導してほしい。</p> <p>同時に、最低限の礼儀も持ち合わせない運転手を一掃、障害者や高齢者など、特に福祉利用者への差別をしないよう、合わせて強く指導をしてほしい。</p> <p>運転手の名前を隠すのは、そのような最低限な利便性や公平性、常識をわきまえてからの話である。</p> <p>(類似意見：5件)</p>	
<p>道路運送法施行規則等の一部を改正する省令案について、賛成する。</p> <p>昨今カスタマーハラスメントや SNS における営業妨害行為の投稿など、顧客のモラル低下への対処が求められている。今回従業員保護を目的とした省令が立案されたことで、これら事業者の顧客対処をより前向きに促進する意識形成が図られると考えるためである。</p> <p>結果として顧客と事業者の適正なパワーバランスが実現されることで、ハラスメントやトラブルへの対処に割かれるリソースをサービス改善に投じることができ、中長期的に健全な社会の形成につながると考える。</p> <p>これまでは時代の潮流として事業者側が厳しい規制下に置かれることで、結果として適正な事業運営・サービス向上を図ってきたと考える。これらが法のもと統制され基盤が形成されたことで、一方で社会通念として事業者と比較して顧客の立場が上であり、事業者は顧客の奉仕者という意識が形成されつつあった。</p> <p>こうした潜在意識が、本来はサービスと対価という等価で結ばれるべき関係において、天秤の傾きを生んでいると感じる。</p> <p>今回、乗務証の個人情報表示を取りやめることで、SNS への個人情報の流出は防げると考えるが、それ以上に従業員保護への取り組みを省令と</p>	<p>本改正案にご賛同いただきありがとうございます。</p>

<p>して明記した事実によって、国として対処する意思を表明したというイメージが浸透することに意義があると考えます。</p> <p>上記の前提として事業者が常に顧客の評価のもと、顧客への価値提供を第一目的として掲げて運営に取り組むことを付け足したい。</p> <p>今後については、旅客自動車運送事業に閉じず、広い業界業種においてカスタマーハラスメント対応や個人情報保護の取り組みを進めることを希望する。</p>	
<p>一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車内への禁煙表示の義務化は不要と考えます。</p> <p>【理由】</p> <p>健康増進法第 29 条第 1 項第 4 号において、事業用自動車内では喫煙をしてはならない旨を規定しており、乗合バス等も含めて、車内で喫煙をしようとする利用者がほぼ皆無であること、加えて、ウイズコロナにより今後の収支状況が不透明な中、コスト増に繋がることは極力避けるべきと考えます。</p> <p>(類似意見：1 件)</p>	<p>健康増進法の改正により、旅客運送事業自動車内は原則禁煙となっておりますが、今後インバウンド需要が回復していくことが見込まれる中で、旅客に適切な情報を提供するという観点からは、一般乗合旅客自動車運送事業に限らず、他のモードにおいても、事業用自動車内は禁煙であることが明確に示されていることが望ましいと考えております。なお、事業者の負担を考慮し、既に旅客の運送の用に供している自動車については、禁煙表示を義務付けないこととしております。</p>
<p>私は、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業において、運転手をしています。運転手の立場として意見を述べさせていただきます。</p> <p>今回の道路運送法施行規則等の一部を改正する省令案に賛成します。</p> <p>私を含めた複数の運転手からの意見ですが、乗客から直接名前と呼ばれる、車内掲示の氏名を長時間見られる、SNS 上にフルネームで氏名を書かれる、動画投稿サイト (YOUTUBE) に氏名が映っている、運転手の名前を検索し、Facebook 等で探される、等の行為を乗客からされて、不愉快な思いをさせられる、あるいは恐怖感を覚える等、様々な思いを多くの運転手がしています。また、女性運転手がストーカー等の行為を受ける可能性も否定できません。</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業では、乗客に名前を売ることも必要な場面がありますが、名刺掲出禁止ではありませんので、運転手が任意で名刺掲示</p>	<p>本改正案にご賛同いただきありがとうございます。</p>

<p>をすればよいと思います。</p> <p>尚、改正案が施行された後、事業者等が氏名掲出を強制することのないよう、合わせてお願いするものであります。</p>	
<p>規則の改正に、賛成です。</p> <p>今回の改正では、名札を掲示しなくてよいということになりますが、それでは事業者が乗務員に対して「名札を掲示せよ」と指示すれば乗務員は従わざるを得なくなります。</p> <p>この結果、乗務員のプライバシー保護の為に今回の規則改正が形骸化する可能性があります。</p> <p>そこで、今回の改正される規則に「事業者は乗務員のプライバシーを保護しなければならない」「事業者は乗務員に対して、名札の掲出を求めてはならない」という趣旨の文言を加えてはどうでしょうか。</p>	<p>本改正案にご賛同いただきありがとうございます。本改正においては、表示が義務付けられている事項から、氏名等を削除するという措置を講じるもので、事業者が氏名等の掲示を続けることを妨げるものではありませんが、各事業者においては、運転者等が安心して働ける環境の整備の推進に取り組んでいただきたいと思います。</p>
<p>この度の名札掲出見直し案について大いに賛成である。そもそも鉄道や外国のバスには掲示義務がないのに、バスやタクシーに課すのはおかしい。乗務員は常に制服や胸名札を着けており、何も疑念を抱くものはない。運転や接客マナー一つで揚げ足取る風潮がある昨今において、名札掲出があるだけでも乗務員側もプレッシャーがかかり安全運転に支障が出ると思う。何かあればのために車両番号や連絡先の掲示で充分と考える。名札掲出がなくなれば乗務員にとっての羞恥心とかプレッシャーがなくなり、人手不足解消や安全運転への専念が出来ると思うのでぜひ改正していただきたい。</p>	<p>本改正案にご賛同いただきありがとうございます。</p>
<p>以下、「2. 概要」への意見を行う。(該当部分、意見、理由を示しての意見を行う。)</p> <p>(該当部分)</p> <p>> (1) 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)の一部改正(第51条の23、第51条の28関係)</p> <p>>○ 自家用有償旅客運送自動車内における(略)運転者証の表示・掲示方法を変更する。(意見)</p> <p>当該変更後の「表示・提示方法」について分からないので意見を行うのが困難である。</p>	<p>自家用有償旅客運送の運転者については、自動車登録番号を車内に表示することとしており、運転者の登録は引き続き可能な措置を講じています。</p> <p>また、特定自動運行保安員については、車内に乗務する特定自動運行保安員が旅客から判別できるようにするために保安員証を作成・表示することとしていたところ、制服等により特定自動運行保安員であることを示すことで、規定の目的を十分達成出来ると考えております。</p> <p>また、タクシーにおいては、乗務員証や事業者乗務証のデザインを変更し、氏名や免許の有効期限を旅客から見えない面に記載することとしました。</p>

具体的な変更案ができれば、その新旧対照形式での提示を行い、再度意見公募を行っていただきたい。

(理由)

意見内容にもあるが、実際の変更後の「表示・提示方法」について分からないので意見を行うのが困難であるので。

(該当部分)

> (1) 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)の一部改正(第51条の23、第51条の28関係)

>○ 自家用有償旅客運送自動車内における運転者及び特定自動運行保安員の氏名の掲示並びに保安員証を廃止(略)

(意見)

運転者及び特定自動運行保安員の氏名の掲示並びに保安員証については、必要な場合に運転者及び保安員についての確認が行えるのであれば、廃止してもよいと考えるが、そうでないのであれば、廃止には反対である。

(なお、許可等についての具体的な提示を行うためには、識別に用いられるような番号等についての提示・掲示を行わせるようにすれば良いのではないかと考える。)

(理由)

許可等についての具体的な情報の提示を行うとすれば、事業者や運用者についての公正性・公的な安全性についての保証がかなり行えるのではないかと考えるので。

(少なくとも、不正時のペナルティが大きくなる。また、この事により、刑事事態での捜査等かなり大きなメリットが生じる。)

(該当部分)

> (1) 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)の一部改正(第51条の23、第51条の28関係)

>○ 特定自動運行保安員であることを服装(略)

(意見)

その示す内容については、ホームページ等において示させたり、あるいは国・地方公共団体機関等

が、引き続き登録番号や許可番号は旅客に見える面に表示することとしており、運転者の特定が可能な装置を講じることで旅客の利便の確保を図っております。

や事業者においての確認が行えるようにすべきと考える。

また、服装以外に、特に、文字列の記述された物品（名札や首掛けのカードや文字入り腕章等）での保安員である旨の提示については義務的に行わせるのが望ましいと考える。

（理由）

その様な事をする事によって、安全上のメリットが存在する事から。（利用者による確認の容易化や犯罪事態抑制のメリット等）

（該当部分）

>（2）旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）の一部改正（第37条、第42条関係）

>○ 事業用自動車内における乗務員等の氏名

（略）

（意見）

乗務員等の掲示並びに保安員証については、必要な場合に乗務員等及び保安員についての確認が行えるのであれば、廃止してもよいと考えるが、そうでないのであれば、廃止には反対である。

（なお、許可等についての具体的な提示を行うためには、識別に用いられるような番号等についての提示・掲示を行わせるようにすれば良いのではないかと考える。）

（理由）

許可等についての具体的な情報の提示を行うとすれば、事業者や運用者についての公正性・公的な安全性についての保証がかなり行えるのではないかと考えるので。

（少なくとも、不正時のペナルティが大きくなる。また、この事により、刑事事態での捜査等にかなり大きなメリットが生じる。）

（該当部分）

>（2）旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）の一部改正（第37条、第42条関係）

>○ 特定自動運行保安員であることを服装

（略）

（意見）

その示す内容については、ホームページ等におい

て示させたり、あるいは国・地方公共団体機関等や事業者における確認が行えるようにすべきと考える。

また、服装以外に、特に、文字列の記述された物品（名札や首掛けのカードや文字入り腕章等）での保安員である旨の提示については義務的に行わせるのが望ましいと考える。

（理由）

その様な事をする事によって、安全上のメリットが存在する事から。（利用者による確認の容易化や犯罪事態抑制のメリット等）

（該当部分）

>（2）旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）の一部改正（第37条、第42条関係）

>○ 一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業及び（略）

（意見）

特段反対ではない。

（理由）

特段問題無いのではないかと思われたので。

（該当部分）

>（2）旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）の一部改正（第37条、第42条関係）

>○ その他所要の改正を行う。

（意見）

具体的な変更案ができれば、その新旧対照形式での提示を行い、再度意見公募を行っていただきたい。

（理由）

一応、確認（及び必要時の意見）の必要があると考えるのであるが、そのための情報の提示を行っての再度の意見公募を行っていただきたい。

（該当部分）

>（3）タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和45年運輸省令第66号）の一部改正（第8号様式、第13号様式関係）

>○ 運転者証及び個人タクシー事業者乗務証の様式を変更し、（略）

<p>(意見)</p> <p>記述されている改正については特段反対ではないが、事業者についての表示及び当該乗務員の識別のための情報はあるべきと考える。</p> <p>なお、具体的な改正内容について知ってからの意見を行いたいので、具体的な変更案ができれば、その新旧対照形式での提示を行い、再度意見公募を行っていただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>問題ある乗務員についての相談等のためにはあった方が良く考える。</p> <p>また、実際の変更後の様式等について見てからの意見を行う必要がある。</p> <p>意見は以上である。</p>	
<p>公布前に確認したい事項があります。</p> <p>○公布後は、順次書き換えの際に写真・氏名がないものが発行されるという認識でいいのでしょうか。それとも一斉に発行でしょうか。</p> <p>○表示をしなくなった場合、運転者証はどこに保管して営業すればいいのでしょうか。</p> <p>○優良運転者の札の氏名も表示されないですか。</p> <p>以上の事項は公布の前に明確に（HPなどで）して下さい。よろしくお願いします。</p>	<p>運転者証については引き続き写真や氏名等が記載されたものが発行されますが、旅客からは見えない面に記載することとしております。</p> <p>またご認識のとおり、一斉に全運転者の運転者証を発行するものではありませんが、本改正の趣旨が運転者のプライバシーを保護するためのものであるところ、運転免許証の更新などの記載事項の訂正のタイミングを待たずして、可能な限り迅速に更新することが望ましいと考えております。</p> <p>なお、優良運転者の札の取扱いについては発行元の登録実施機関にお問い合わせください。</p>
<p>SNSの普及により、乗務員の氏名及び顔写真、車両ナンバー等をアップされているのを、見掛ける機会が増えました。またトラブル等でドライブレコーダーをみると脅迫のような感じで、乗務員証を携帯のカメラで撮影する人が増えてます。乗務員さんが安心して働ける様、今回の改正は賛成致します。</p>	<p>本改正案にご賛同いただきありがとうございます。</p>
<p>個人情報を旅客から見えないようにする措置に賛成。</p> <p>(理由)</p> <p>プライバシー保護のため、SNS拡散への対策のため。ただし車両を確定させるために車両ナンバーの案内提示も必要かと思われる。</p>	<p>今般の改正についてご賛同いただきありがとうございます。本改正においては、引き続き旅客へ適切な情報提供を行うという観点から、バスや自家用有償旅客運送においては自動車登録番号を、タクシーにおいてはそれに加えて運転者番号や許可番号を表示することにより、運転者の特定が可能となる措置を講じております。</p>
<p>時流に沿う改正を、歓迎します。</p>	<p>本改正案にご賛同いただきありがとうございます。</p>

賛同。

す。